



税務情報

2020年度税制改正関連情報

国税庁 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は、主に 2020 年度税制改正に対応した以下の改正通達を公表しました。

■ [法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (6 月 30 日付)

第 1 法人税基本通達関係

2020 年度税制改正項目のうち、たとえば(A)子会社株式簿価減額特例(子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応)の創設や(B)企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う売買目的有価証券の時価評価金額の計算等の見直しを踏まえ、有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等に関する通達(第 2 章第 3 節)や資産の評価損に関する通達(第 9 章第 1 節)の新設・改正等が行われました。

- (A)子会社株式簿価減額特例の創設:対象配当等の額が資本の払戻しや自己株式の取得によるものである場合の譲渡原価の計算、他の法人の株式等が関連法人株式等に該当する場合の益金不算入相当額の計算方法、基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い、内国株主割合が 90%以上であることを証する書類の例示等が示されています。
- (B)「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う見直し:売買目的有価証券の時価評価金額、未決済デリバティブ取引のみなし決済損益額及び短期売買商品等の時価評価金額を合理的な方法により計算する場合に保存が必要となる書類について、その合理的な方法の採用に係る意思決定に関する資料や、合理的な方法による計算の基礎となる事項として用いられた市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標が記載された資料が該当すること等が明らかにされています。

第 2 連結納税基本通達関係

第 3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

たとえば、2020 年度税制改正において新たに創設されたオープンイノベーション促進税制に関する通達が新設され、取得の日から 5 年を経過した特定株式に係る特別勘定の取崩し額は益金に算入されないこと等が示されています。

第4 租税特別措置法関係通達(連結納税編)関係

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達(法人税編)関係

2020 年度税制改正における連結納税制度からグループ通算制度への移行(2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。)に関する改正通達は、今回公表された改正通達には含まれていません。

- [「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (6 月 30 日付)
- [「所得税基本通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (6 月 29 日付)

2020 年度税制改正におけるひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直しに伴う通達の新設・改正等が行われています。

- [「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (6 月 29 日付)

2020 年度税制改正における国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設に伴う通達の新設等が行われています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.